

同一入札への参加が制限される資本関係・人的関係について

1 親会社、子会社の定義

会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社をいいます。

(会社法)

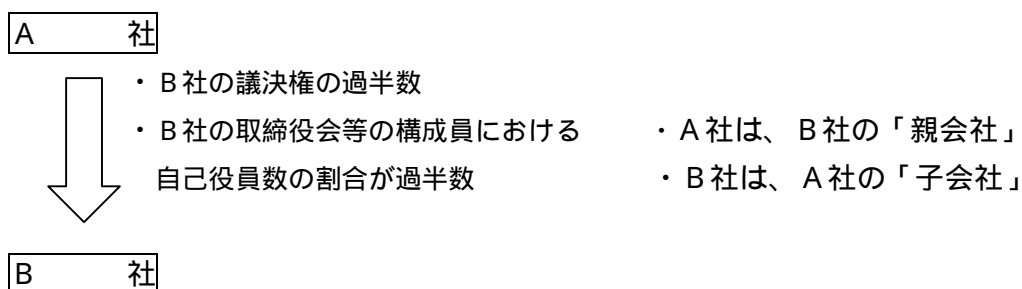
第2条第3号(子会社の定義)

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

第2条第4号(親会社の定義)

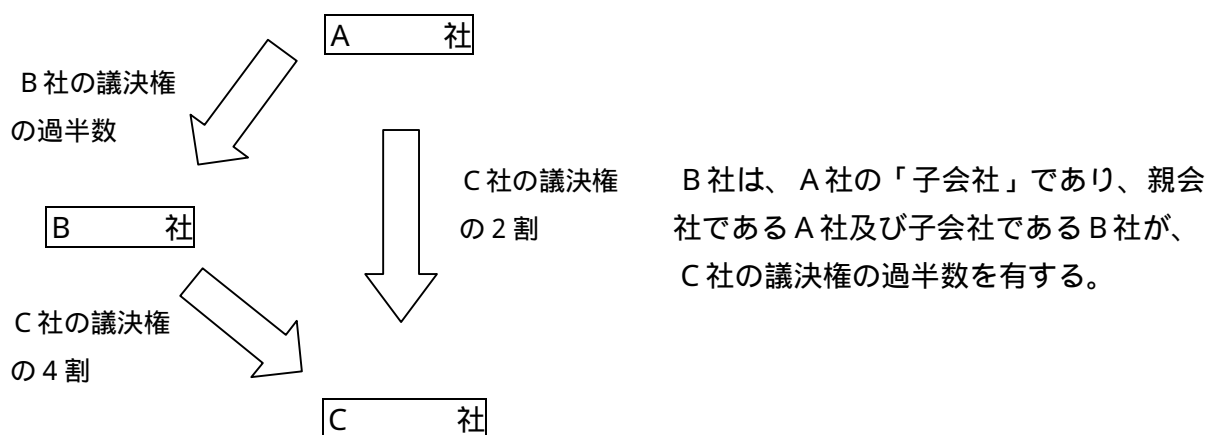
株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

【ケース1】



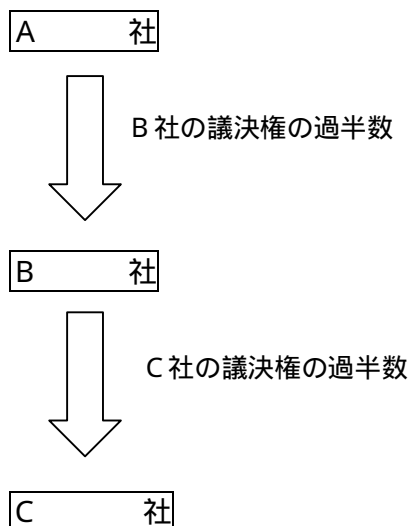
	親会社	子会社
A 社	-	B 社
B 社	A 社	-

【ケース2】



	親会社	子会社
A 社	-	B 社、C 社
B 社	A 社	-
C 社	A 社	-

【ケース3】



B社は、A社の「子会社」であり、子会社であるB社がC社の議決権の過半数を有する。

	親会社	子会社
A 社	-	B 社、C 社
B 社	A 社	C 社
C 社	A 社、B 社	-

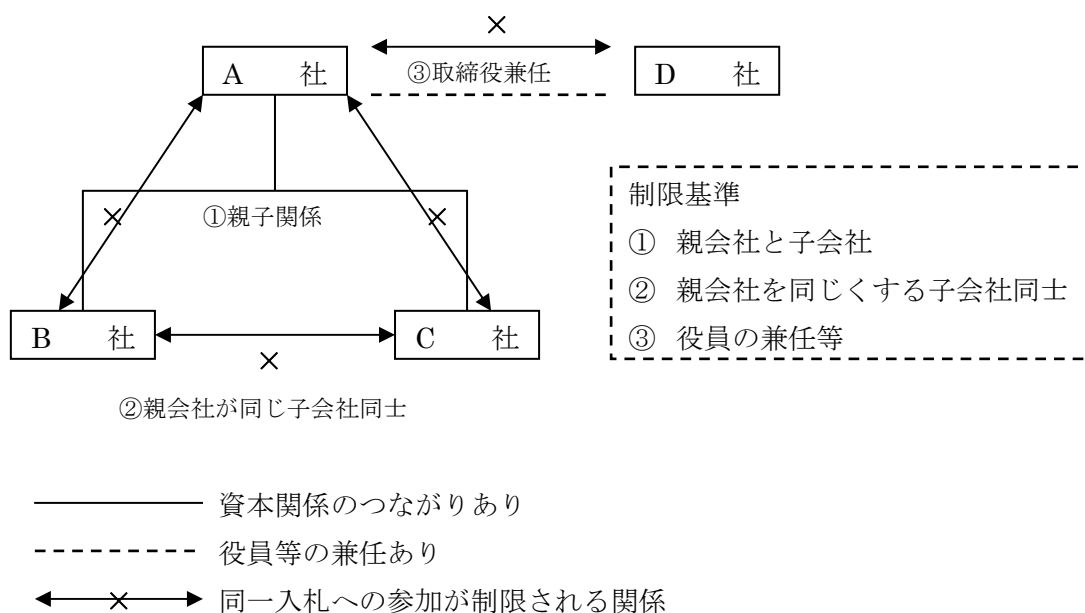
2 役員の変遷

会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）

会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
委員会設置会社における執行役又は代表執行役

【参考：同一入札への参加が制限される場合（イメージ図）】



※ ①、②について、子会社又は子会社的一方が更生会社又は再生手続中の会社である場合は除く。

※ ③について、会社的一方が更生会社又は再生手続中の会社である場合は除く。